奨励金申請の流れ

申請者	必要書類	まちづくり総合政策課
①奨励措置申請 ※工事着工前に申請が必要 （申請書提出後着工可）	・奨励措置適用申請書 （様式第１号） ・固定資産税の課税免除申請書 （様式第２号） ※様式２号は課税免除の適用を受ける場合	②受　付
		③条例適否審査会 及び町長決裁
		適正
	・奨励措置適用適否決定通知書【Ａ】 （様式第３号）	決定通知
④受　領		
		不適
	補助金を受けることができません。	不適通知
⑤奨励措置適用適否決定の 再審査の為関係書類の提出 （操業開始日から90日以降 早急に関係資料を提出）	（関係書類） ・投下固定資産総額明細表 ・投下固定資産総額の支払いを証明 できる書類 ・新規雇用者等の一覧表 ・新規雇用者等が雇用保険被保険者で あることが分かる証明 ※詳しい書類内容については役場窓口 にて説明いたします。	⑥受　付
		⑦条例適否審査会 及び町長決裁
		全て適正
	通知書交付なし （【Ａ】の決定通知内容に変更がない場合）	
⑧受　領		
		不適
	補助金を受けることができません。 ・奨励措置取消通知書 ・奨励金等返還通知書 （固定資産税の免除等を既に行っている 場合に交付）	不適通知
⑨奨励金申請 （工場等設置奨励金） （雇用促進奨励金）	・工場等設置奨励金交付申請書 （様式第８号） ↑操業開始日から180日以内に提出	⑦受　付
	・雇用促進奨励金交付申請書 （様式第９号） ↑操業開始後1年を経過した日から、 180日以内に提出	
		⑧条例適否審査会 及び町長決裁
		適正
⑨受　領	・奨励金交付通知書（様式第10号）	決定通知
		不適
	補助金を受けることができません。	不適通知
⑨奨励金交付 請求書	・奨励金交付請求書（様式第11号）	⑩受　付
		⑪奨励金交付
⑫奨励金受領	奨励金交付通知書を発行後、議会にて予算が議決されてからの支払いとなるため、支払いまでは一定の期間がかかります。 ※詳しい内容は役場窓口にて説明いたします。	